

化学物質管理サービス会員規則

2024年1月 株式会社キャリアパートナーズ

名称及び有効期間

第1条

本サービスは、(株)キャリアパートナーズ(Career Partners Inc. :以下、『CP』または、『当社』と記載)が、化学薬品/化学製品のリスク管理や製品含有化学物質管理のサービスを提供する有料会員制サービスである。

本サービスの名称は、『化学物質管理サービス会員』とし、通常は『会員』と呼ぶ。

会員の有効期間は、行政年度に合わせて『4月1日から翌年の3月31日まで』とする。

会員には入会方法によって、『准会員』と、『正会員』の2つを設ける。

目的

第2条

本サービスは、会員組織の『化学薬品/化学製品のリスク管理』や『製品含有化学物質管理』等について、第3条に記載するサービスを提供することにより、経営リスクを低減し、会員の利益向上に貢献することを目的とする。

- 不適切な化学品の取り扱いによる人体や環境への事故を防止し、経営リスク低減を図る。
- 省庁、業界団体等による製品含有物質情報伝達の標準化に協力し、会員の製品含有化学物質に関するリスク低減を図る。

サービス内容

第3条

当社は、第2条の目的を達成するために、以下のサービスを提供する。

- 電子メール等による定期的な最新情報の無料配信。
- 当社専門家による無料相談。
- 対象となる当社各種有料サービスを正会員が利用した場合、その費用を企業規模に応じて最大10%の割引を行う。
- その他の関連サービス。
 - 化学薬品/化学製品、製品含有化学物質以外の無料相談(ISOなど)。
 - 正会員が希望する場合には、会員相互間、若しくは、会員非会員間で業務提携を推進する為に、会員名非開示でメールマガジン等による企業PRの提供を行う。
- サービス提供条件等。
 - 電子メールによる質問は、予め届けられた質問者のメールアドレス1個を用いて行い、当社よりの回答は、予め届けられた質問者のメールアドレスに対して行う。
 - 参照(ccに記載)用のメールアドレスについては、同一ドメインであれば、届出等、その他の条件は設けず複数を認める。
 - 電話による質問は、新宿または大阪オフィスへ、登録した質問者が直接電話で行う。
 - 外部のクラウドサービス利用については別途、附則で定める。

- ⑤ 上記、3項の割引の対象は下記に記載する税抜き 3 万円以上のサービスとする。
SDS、PRTR制度、化学物質のリスクアセスメント、化学物質の安全な取り扱い、及び、
製品含有化学物質管理に関するもの。
※当社が会員サービスの範疇を超えると判断した場合には、有料サービスをご案内する場合があります。
※当社回答内容につきましては、会員の責任においてご使用頂く。

入退会及び更新

第4条

1. 本サービス会員への入会は、次のいずれかの方法による。
 - ①准会員
当社の『SDS 作成代行』や『chemSHERPA 作成代行』等、第 3 条 5 項⑤に記載の割引対象となる有料サービスを利用した法人(自動入会とする)。
 - ②正会員
上記①以外により年度会費を支払って入会、若しくは、更新した法人。
2. 当社は、正会員入会希望法人へヒアリング等の審査を行い、その法人の状況に適したサービスメニューの提案、及び当社基準による年会費の見積を提示する。
3. 正会員入会希望法人が、当社提案に合意した場合には、申込代表者が所定の申込書に必要事項を記入し、署名及び捺印することで入会とする。
4. 当社は、正会員の法人に対し会員証を発行する。
5. 正会員の途中退会は、その理由が法人の消滅である場合を除き、原則として認めない。ただし、会員期限までの会費を全額納入済みの場合には退会を認める。また、いかなる退会理由であっても、会費の返還には応じられない。
6. 当社は、会員に対して、会員期限の2か月前までに、『会員更新に関する文書』を申込代表者へ送付し、更新(准会員については正会員への移行)の意思の確認、及び更新する場合の会費支払について周知する。なお、更新の意思表示(電子メール可)は、会員期限の1ヶ月前までに当社必着とする。
7. 当社は、前項において更新する会員に対して、更新会費の請求書を会員の申込代表者へ送付する。なお、請求書の送付は、3月末日までとする。
8. 更新の意思表示のない会員については、3月末日をもって退会とする。

会費

第5条

本サービスの会費について、表1、表2に示す。

表1: 基本サービスの料金表(年度ごと)

料金区分	規模(従業員数)	金額(税抜)
A	従業員数 1 人以上～100 人まで	5万円
B	従業員数 101 人以上～1000 人まで	10万円
C	従業員数 1001 人以上～	15万円

表2: 年度途中で入会する場合の基本サービス料金表

料金区分	入会時期に応じた当該年度会費（税抜）			
	4月～ 6月末	7月～ 9月末	10月～ 12月末	1月～ 3月末
A	5万円	4万円	3万円	2万円
B	10万円	8万円	6万円	4万円
C	15万円	12万円	9万円	8万円

1. 新規の正会員入会時は、入会日の月末日までに会費の請求書を送付する。会員は、翌月末までに支払いを完了する。
2. 准会員として入会した法人については、入会した年度中の会費は請求しない。
3. 正会員、准会員の更新については、第4条6項～8項にしたがう。

審査

第6条

本サービスは、法人組織を対象としたサービスである。個人や、反社会的な活動を行う法人・団体等についても、入会対象外とする。また、対象組織の規模(サービス対象従業員数)によって、会費にランクを設ける。

正会員の場合、入会条件を確認するために、当社は、入会希望組織より下記書類の提出を受け、当社担当者が入会審査を行いその結果について、社長が承認を行う。また、希望するサービスの内容により、当社が必要と判断した場合には、サービス対象組織の工場、倉庫、事務所等を当社専門家により、直接確認する場合がある。

1. 法人の名称。
2. 業種、取扱う商品、サービス。
3. 資本金。
4. 従業員数。
5. 対象となる法人組織の概要がわかる組織図。
6. その他、当社がサービス提供に必要と判断した情報。

会員登録内容の変更

第7条

1. 正会員が、その有効期間内に申込書に記載した会員の法人名称の変更、従業員数の増減、申込代表者氏名、質問者氏名・メールアドレス等の変更が生じた場合には、その理由を問わず、会員は遅滞なく当社へ『変更届』を提出する。
2. 正会員の従業員数増員による会員区分の変更があったにも関わらず、会員の故意、又は重大な過失により、届出が行われなかったことが明らかであり、且つ、当社からの変更届提出要請と変更後の会費支払請求に会員が応じない場合には、当社は、会員との契約を一方的に破棄し、退会の手続きを行う場合がある。
3. 正会員従業員数の減少に伴う届出が無かった場合、当社は、受領済みの申込書に記載の内容に基づいて、サービスの提供及び会費の請求を行う。

会員規則の変更

第8条

本サービスの会員規則の変更については、以下の通りとする。

1. 会員規則の変更は、企業倫理に反しない範囲において、当社判断により予告なく行うことができる。
2. 変更内容については、速やかに、電子メール、当社ホームページ等で連絡する。
3. 会費の変更を伴う場合、入会中の会員については、会員期限までは変更前の会費とし、更新時より変更後の会費とする。

以上

附則:外部クラウドサービス利用について

第1条

本サービスは、(株)キャリアパートナーズ(Career Partners Inc. :以下、『CP』または、『当社』と記載)は、会員へより効率的なサービスを提供するため Box, Inc.の提供するクラウドサービス Box を利用します。

外部グループウェアへの招待と利用

第2条

Boxへの登録は、当社が会員の代表メールアドレス宛てに招待メールを送付し、会員が、運営会社の規約及び本附則を承諾したうえで、招待メールを介して登録・利用するものとする。

1. 登録は、会員企業内のメンバーのみとし、代表者以外に最大4人まで追加登録することができる。
2. 追加登録を希望する場合は、メールアドレス及び氏名をあらかじめ当社へ連絡し、当社からの招待メールを介して登録・利用する。
3. 追加登録希望者メールアドレスのドメイン(@より右側が同じ)が代表メールアドレスドメインと異なる場合は、当社より、問い合わせを行い、正当な理由と確認できない場合には、招待をお断りする場合がある。
4. 保管されたデータは、運営会社の容量上限を超える恐れがある場合を除き、退会するまで保管する。

なお、当社が運営会社の容量上限を超えると判断した場合は、該当の会員へ事前連絡を行った後、削除する場合がある。

登録の削除

第3条

以下に該当する場合は、会員への通知を行わず登録を削除することがある。

1. 第2条の招待以外の方法で登録された場合。
2. 運営会社の規約に反していることが判明した場合。
3. その他、本附則に違反している場合。

免責事項

第4条

1. Boxは、運営会社の判断によって、予告なしにサービスの休止、一時的な停止を行う場合がある。なお、当社のみが事前に把握している場合には、会員に対して事前連絡を行うよう努める。
2. 運営会社に起因するトラブルについては、いかなる場合においても、当社では責任を負わないものとする。

以上

改訂履歴

- ・ 2022. 6. 会員区別導入及び、サービス範囲変更の為、全面改訂
- ・ 2024. 1. 更新手続き変更のため、第4条の6. 項以降、及び、5条3. 項を改訂